

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止について
(令和7年4月8日閣議決定による変更後)

1 入港禁止の理由

平成18年10月9日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約（NPT）体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第1695号及び同年10月7日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。さらに、平成28年1月6日に北朝鮮が核実験を実施したこと及び同年2月7日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと、平成28年3月2日（ニューヨーク時間）に国際連合安全保障理事会決議第2270号が採択されたこと並びに平成28年9月9日及び平成29年9月3日に北朝鮮が核実験を実施したこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第3条第1項に基づき、3に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

2 特定の外国

北朝鮮

3 特定船舶

(1) 北朝鮮籍のすべての船舶

(2) 外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの

(3) 国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事会決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国際連合安全保障理事会決議第1718号8（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（上記（1）又は（2）に該当する船舶を除く。）

(4) 日本の国籍を有する船舶のうち、平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの（上記（3）に該当する船舶を除く。）

4 入港禁止の期間

(1) については、平成18年10月14日から令和9年4月13日までの間。ただし、万景峰92号（北朝鮮船籍船舶、貨客船）については、平成18年10月13日から令和9年4月13日までの間。

(2) については、平成28年2月20日から令和9年4月13日までの間。

(3) については、平成28年4月2日から令和9年4月13日までの間。ただし、平成28年4月1日以降に（3）の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から令和9年4月13日までの間。

(4) については、平成28年12月10日から令和9年4月13日までの間。

5 法第2条第2項第2号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日

(2) については平成28年2月19日。

(4) については平成28年12月9日。

6 法第6条第1項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成28年12月9日以降に（3）の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日。

7 その他入港禁止の実施に関し必要な事項

必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

また、(3)に関し、外務大臣は、関連決定等に基づき、国際連合安全保障理事会決議第1718号8(d)等の規定により課された凍結若しくはその他の関連する措置の対象とされた船舶又は当該措置の対象とならないこととされた船舶の国際海事機関船舶識別番号を直ちに告示する。